

仕 様 書

1 賃貸借物品名

札幌市教育センター研修用コンピュータシステム賃貸借（語学研修室、情報教育研修室）

2 数量 一式（機器構成明細は別紙の通り）

3 納入場所 札幌市教育センター

4 納入期限 令和4年2月28日

賃貸借期間 令和4年3月1日～令和8年12月31日

本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

5 機器の搬入等

- (1) 機器の搬入場所は札幌市教育センター（以下「教育センター」）の指示に従うこと。
- (2) 機器の搬入日時については、事前に設定・設置業者（別途通知する）及び教育センターと協議し日程を決めること。
- (3) 機器の搬入費用については見積りの金額に含むこと。
- (4) システムを稼働するにあたり必要なケーブル・ハブ等の機材、不要となる梱包材の撤去費用及びライセンス費用等、通常想定されるものについては、たとえ仕様書に明記されていなくても、見積もり金額に含むこと。
- (5) 機器等の梱包材は、納入後速やかに引きとること。
- (6) 納入機器すべての動作チェック、初期不良等の確認を必ずすること。
- (7) 機器等の搬入につき問題が生じたときは教育センターの指示に従うこと。
- (8) オプション（増設メモリ等）の取付を行ったうえ、納入すること。
- (9) 設定・設置業者による各種ソフトのインストール、ネットワーク設定及び設置等の作業を行った後に、正常に一体として最良の状態では機能しない場合は、原因究明に協力すること。
- (10) メーカーと機器納入業者は連携し、教育センター、設定・設置業者及び保守業者（別途通知する）の機器操作、保守点検、修理等に関する相談に速やかに応ずる体制を整備すること。
- (11) 納入完了後、納入した物品の一覧を教育センターの指定した様式（電子データ）により提出すること。

6 契約満了後の機器の取扱

契約満了後における、機器の処分について事前に必ず教育センターと協議をすること。撤去する場合は、機器納入業者が行うこと。

7 その他

(1) PC本体のリカバリ用メディアおよびソフトウェアの作業ディスクについて

- ① 納入するPCについては、各構成別にメーカーのリカバリディスクを1セット提出すること。
- ② 導入する予定のソフトウェアに対する作業ディスクが必要なものは、1セットずつ用意すること。

(2) 機器およびソフトウェア登録について

- ① ソフトウェア等でメーカーに登録が必要なものについては、「札幌市教育センター」(詳細は別途指示)とし、メールアドレスの登録が必要な場合は「
 . sapporo-c. ed. jp」とする。
- ② 登録した機器やソフトウェアについては、その登録情報を提出すること。

(3) 各種環境基準等への適合・準拠について (該当: PC、ディスプレイ、プリンタ)

- ① 特定の有機化合物の放散量は、JEITAの「パソコンに関するVOCガイドライン(PC-VOC-G-2005)」に定める指針値以下であること。
- ② PCグリーンラベルに対応していること。(PCのみ)
- ③ RoHS指令に準拠または、J-Mossグリーンマークに対応していること。

(4) サードパーティー製のメモリ使用の場合 (以下の条件を満たしていること)

- ① 本体と同期間以上のメーカー保証がついていること。
- ② メーカーにて本体との動作確認がされていること。
- ③ RoHS指令に準拠していること。
- ④ サーバ機には使用しないこと。

(5) 備品整理票 (図1のとおり) を、納品物品に貼付すること。

(図1)

札幌市備品整理票	
番号	第 () 号
品名	教育センター研修用 コンピュータシステム 一式関連備品
受入	令和 年 月 日
区分	単国理産特 (借受)
所属	札幌市教育センター